

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 保険料における賦課限度額の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、賦課限度額を引き上げるもの。

	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金 賦課額	合計
改正前	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改正後	66 万円	26 万円	据置き	109 万円

(2) 対象世帯数及び影響額（令和 6 年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：123 世帯、影響額（保険料収入の増加額）：166 万円

2 保険料の軽減における所得判定基準の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料について、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。

	軽減判定所得		
	7 割	5 割	2 割
改正前	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>29.5 万円</u> ×被保険者数※ 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>54.5 万円</u> ×被保険者数※ 以下
改正後	据置き	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>30.5 万円</u> ×被保険者数※ 以下	基礎控除額（43 万円）＋ （給与所得者等の数－ 1）×10 万円＋ <u>56 万円</u> × 被保険者数※ 以下

(2) 対象世帯数及び影響額（令和 6 年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：52 世帯、影響額（保険料収入の減少額）：193 万円

※減収分は保険基盤安定繰入金で補填される。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日